

# 高知県環境審議会運営規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、高知県環境審議会条例（平成6年高知県条例第21号）第9条の規定に基づき、高知県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (部会の設置等)

第2条 審議会に総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会及び温泉部会を置く。

2 部会の所掌事務は、別表1に定めるところによる。

3 部会の委員は、二つ以上の部会の委員を兼ねることができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、総合部会に諮って第1項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

5 会長は、審議する案件が2以上の部会に関わるものである場合には、関連する部会の合同部会を開くことができる。

6 前項の場合において、合同部会の構成、議事の運営等については、会長が副会長及び部会長と協議して定める。

## (会議の招集)

第3条 会長は、審議会を招集しようとする場合は、あらかじめ日時、場所及び議案を、委員に通知するものとする。

2 委員は、審議会の会議に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡するものとする。

3 審議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について会長に委任又は書面により表決することができる。

また、あらかじめ会長の同意を得、代理者を出席させ、意見を述べさせることができる。

4 委員の任命後初回の審議会の招集は知事が行うものとする。会議に出席できない場合は、事前にその旨を知事に連絡するものとし、代理者を出席させ、意見を述べさせようとするときは、あらかじめ知事の同意を得なければならない。

## (部会の会議の招集)

第4条 前条の規定は部会において準用し、会長を部会長に委員を部会委員に読み替える。

## (専門委員)

第5条 専門委員は、会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べることができる。

## (議 事)

第6条 審議事項については、審議会がその内容を検討し、別表1に定めるところにより、関係部会へ付託できるものとする。

ただし、緊急に審議が必要な場合など、会長がやむを得ないと認めるときは、該当する部会に付託することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表3に関する事項については同表に定める部会に付託するものとする。
- 3 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。
- 4 部会長は、審議会から付託された事項について審議し、その経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(会議録)

第7条 会長又は部会長は、審議会又は部会の議事について、会議録を作成するものとする。

- 2 会議録には、会長又は部会長が指名する二人以上の委員が署名するものとする。

(関係者の意見)

第8条 会長又は部会長が必要と認めるときは、関係者に対し審議会又は部会に出席して意見を述べさせることができる。

(事務)

第9条 審議会及び部会の事務については、別表2に定めるところによる。

(会議の公開)

第10条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、会長又は部会長が必要と認めるときは、公開しないことができるものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、温泉部会の会議については非公開とする。
- 3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成13年1月24日から施行する。
- 2 旧高知県環境審議会に設置していた各部会及び旧高知県自然環境保全審議会に設置していた各部会での審議は、高知県環境審議会に設置した各部会に引き継ぐものとする。
- 3 この規程は、平成13年4月1日から施行する。(別表2の一部変更)
- 4 この規程は、平成15年2月17日から施行する。(第5条の一部変更)
- 5 この規程は、平成17年2月21日から施行する。(第2条、第3条、第5条、別表1、別表2の一部変更及び別表3の追加変更)
- 6 この規程は、平成18年4月1日から施行する。(別表2の一部変更)
- 7 この規程は、平成19年1月26日から施行する。(第1条、第3条の一部変更及び条の追加(第4条))
- 8 この規程は、平成20年4月1日から施行する。(別表2の一部変更)
- 9 この規程は、平成20年4月28日から施行する。(別表2の

一部変更)

- 10 この規程は、平成21年1月27日から施行する。(第6条、別表1及び別表2の一部変更)
- 11 この規程は、平成21年4月1日から施行する。(別表2の一部変更)
- 12 この規程は、平成24年4月1日から施行する。(別表2の一部変更)
- 13 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(別表2の一部変更)
- 14 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(別表2の一部変更)

別表 1

部 会 名	所 掌 事 務
総 合 部 会	一 部会の審議に関する総合調整に関すること。 二 環境の保全に関する基本的事項に関すること。 三 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること。
水 環 境 部 会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること。
生 活 環 境 部 会	一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること。 二 廃棄物処理に係る重要事項に関すること。
自 然 環 境 部 会	一 自然環境の保全に係る重要事項に関すること。 二 県立自然公園に係る重要事項に関すること。 三 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること。
温 泉 部 会	温泉に係る事項に関すること。

別表 2

審 議 会 ・ 部 会 名	所 管 部 局
審 議 会	林業振興・環境部 環境計画推進課
総 合 部 会	林業振興・環境部 環境計画推進課
水 環 境 部 会	林業振興・環境部 環境対策課、自然共生課
生 活 環 境 部 会	林業振興・環境部 環境対策課
自 然 環 境 部 会	自然環境の保全関係及び県立自然公園関係 ・・・ 林業振興・環境部 自然共生課
	鳥獣保護関係 …… 中山間振興・交通部 鳥獣対策課
温 泉 部 会	健康政策部 薬務衛生課

別表 3

部 会 名	付 託 事 項
水 環 境 部 会	水質汚濁防止法第16条第1項に基づく水質測定計画について
温 泉 部 会	温泉に関する事項について